



就労相談窓口 のご案内

■ 相談できる方

再就業や転職を希望する有資格者

■ 相談員

介護支援専門員

■ 相談料

無料

■ 相談期間

令和7年9月24日～令和8年3月27日まで

■ 相談の方法 <<事前予約制>>

相談受付フォームで受け付け、相談員が相談内容を確認ののち2営業日以内に相談日時や実施方法に関しての調整を行います。

■ 相談の実施方法

電話、メール、オンライン（Zoomが利用できる環境のある方）

【ご注意】

※相談を効果的に進めるため、相談事項を相談受付フォームに記入の上、お申込みください。

※当窓口における回答は、就労に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

※年間の相談件数には上限があり、多数相談があった場合は受付を終了することがあります。